

第 2 4 期 第 2 0 回 農 業 委 員 会 総 会 審 議 結 果

開 催 日 時	令和 4 年 4 月 2 5 日 (月曜日) 午後 2 時 0 0 分～午後 2 時 4 0 分				
開 催 場 所	苫小牧市役所職員会館 3 階 3 0 4 号室				
出 席 農 業 委 員	及 川 末 男	五十嵐 堅 司	中 岡 亮 太	丹 羽 秀 則	計 7 名
	野 村 真 理 子	山 内 幸 子	今 泉 宏 治		
欠 席 委 員					

審 議 事 項

報 告 第 1 号 苫小牧市農業委員会事務局職員の任免について

令和 4 年 3 月 3 1 日 (併任解除) 事 務 局 長 遠 藤 朗 子

令和 4 年 4 月 1 日任用 (併任) 事 務 局 長 永 井 信
 (併任) 事 務 局 次 長 伊 藤 辰 夫
 (併任) 主 査 紺 世 知 彦

審議結果

原案承認

報 告 第 2 号 令和 4 年度農業委員会費の予算について

1 歳入

科 目	令和 4 年度 予 算 額	令和 3 年度 予 算 額	比 較 増 減	内 容
農 業 手 数 料	28,000	28,000		現況証明、その他証明手数料
道 支 出 金	1,218,000	1,243,000	▲ 25,000	農業委員会交付金 機構集積支援事業補助金
雑 入	179,000	189,000	▲ 10,000	農業者年金業務委託手数料、他
市 費	5,016,000	4,978,000	38,000	
計	6,441,000	6,438,000	▲ 3,000	

2 歳出

科 目	令和4年度 予 算 額	令和3年度 予 算 額	比 較 増 減	内 容
報 酬	5,352,000	5,352,000		委員報酬
報 償 費	0	0	0	
旅 費	627,000	648,000	▲ 21,000	費用弁償、視察研修、諸会議
需 用 費	175,000	158,000	17,000	消耗品費
役 務 費	90,000	84,000	6,000	郵便料
使用料及び賃借料	92,000	91,000	1,000	視察研修バス借上げ
負担金及び交付金	105,000	105,000	0	農業会議、胆振地方農業委員会連合会
計	6,441,000	6,438,000	3,000	

審議結果

原案承認

報告第3号 現況証明願いの専決処分について

所在・地番	公簿 地目	農地 台帳 地目	面積 (㎡)	申 請 者 (所有者)	願出 理由	確認結果	確認委員
① 苫小牧市 字錦岡 31 番 11	畑	登録なし	378	■■■■市■■■町 ■■丁目■■番■■号 土地家屋調査士 ■■ ■■ (■■ ■■)	地目変 更の為	農地・採草 放牧地以外	農業委員 及川 末男 推進委員 山本 まり子
② 苫小牧市 字錦岡 574 番 15	原野	登録なし	4,958	■■■■市■■■■ ■■番地の■■■ ■■■■(有) 代表取締役 ■■ ■■ (株)■■■■■■■■■■ ■■)	砂利採 取申請 の為	農地・採草 放牧地以外	農業委員 及川 末男 野村 真理子 推進委員 山本 まり子
③ 苫小牧市 字錦岡 322 番 16	畑	登録なし	330	■■市 ■■区■■ ■■条 ■■丁目■■番■■号 ■■ ■■	地目変 更の為	農地・採草 放牧地以外	農業委員 野村 真理子 推進委員 堀 勝

審議結果

原案承認

報告第4号 苫小牧市農業委員会要綱の一部改正について

1 改正要綱

- (1) 「苫小牧市農業委員会の委員の選任等に関する要綱」
- (2) 「苫小牧市農業委員会の農地最適化推進委員の選任等に関する要綱」

2 改正内容

別紙 1

審議結果	原案承認
------	------

議案第1号 農地所有適格法人要件の確認について

農地所有適格法人名	確認要件				
	法人形態要件	事業要件	構成員要件	業務執行役員要件	農作業従事要件
(有) ■■■■■■	◎ ・ 否	◎ ・ 否	◎ ・ 否	◎ ・ 否	◎ ・ 否
(有) ■■■■	◎ ・ 否	◎ ・ 否	◎ ・ 否	◎ ・ 否	◎ ・ 否
(有) ■■■■■■■■■■	◎ ・ 否	◎ ・ 否	◎ ・ 否	◎ ・ 否	◎ ・ 否

※ 農地所有適格法人確認書は別紙 2

審議結果	原案可決
------	------

議案第2号 農用地利用集積計画の策定について

(解除条件付賃貸借権の設定)

整理 番号	R4-1	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市■■■■ ■番地の■■■■
				氏名又は名称	(株)■■■■ 代表取締役社長 ■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■■市■■■■ ■番地の■
				氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市 字植苗	93番1の内	畑	71,808 m ² の内 12,500 m ²	解除条件付 賃貸借権	畑
設定する利用権				利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係	
始 期	終 期	借 賃(円)	借 賃の支払方法	解除条件付賃貸借	
令和4年5月1日	令和5年4月30日	■■■■■■円/年 (■■■■円/10a)	毎年10月末迄に ■■氏の口座に 振込		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		設 立 年 月 日		農 作 業 従 事 日 数		
(株)■■■■ 代表取締役社長 ■■ ■■		平成■■年■■月■■日		—		
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している 農用地の面積(m ²)		主たる経営作目		
農 地	12,500	農 地	27,297	タマネギ		
そ の 他						
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳 未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	1人	農業専従者	—	—	トラクター プラウ ロータリー 防除機 他農機具	5人 (5人)
		主として農業 に従事する者				—
女	人	従として農業 に従事する者				—

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙 3

審議結果 原案可決

議案第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等について

- ・ 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案） 別紙4
- ・ 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案） 別紙5

審議結果	原案可決
------	------

その他

(1) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の期間満了について

整理番号	29-1
利用権設定を受ける者	■■■■市■■■町■■丁目■■番■■■号 ■■■ ■
利用権設定をする者	■■■■市■■■■ ■■■■番地の■■ ■■■ ■
利用権を設定する土地	字樽前315番1の内 外2筆 6,954㎡
設定する利用権	解除条件付使用貸借
設定の時期	平成29年5月1日～令和4年4月30日
期間満了日	令和4年4月30日

- (2) 第21回農業委員会総会の開催について
5月26日（木）午後2時からの開催予定
- (3) その他

苫小牧市農業委員会の委員の選任等に関する要綱 対照表

変更箇所	平成29年1月13日施行	令和4年4月1日施行
P4 附則	(追加)	この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
様式第1号	1推薦を受ける者 氏名 印 2推薦する者 氏名 印 氏名 印 氏名 印	1推薦を受ける者(ご本人の自署) 氏名 印 2推薦する者 氏名 印 氏名 印 氏名 印 ※押印廃止 ※文言追加
様式第2号	1推薦を受ける者 氏名 印 2推薦する団体等 代表者又は管理人の氏名 印	1推薦を受ける者(ご本人の自署) 氏名 印 2推薦する団体等 代表者又は管理人の氏名 印 ※押印廃止 ※文言追加
様式第3号	1応募する者 氏名 印	1応募する者(ご本人の自署) 氏名 印 ※押印廃止 ※文言追加

苫小牧市農業委員会の委員の選任等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第7条第1項の規定に基づき、苫小牧市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）を選任するための手続等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦及び募集)

第2条 市長は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、次に掲げる方法により農業委員の推薦の求め及び募集を行うものとする。

- (1) 市内に居住する農業者（認定農業者または30アール以上の農地をその耕作の事業に供している個人をいう。以下同じ。）3人以上からの推薦
- (2) 農業者が組織する団体等（以下「団体等」という。）からの推薦
- (3) 一般募集

(推薦又は応募の資格)

第3条 農業委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、農業委員選任予定日において、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法第8条第4項各号のいずれかに該当する者
- (2) 市内に住所を有しない者。ただし、農業に関する識見を有し、農業委員の職務を適切に行う者として市長が特に認めた者にあつては、この限りでない。

(3) 苫小牧市の職員

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（募集の周知）

第4条 市長は、農業委員の募集に当たっては、次の方法により周知するものとする。

(1) 苫小牧市広報誌への掲載

(2) 市役所前の掲示場への掲示

(3) 市のホームページへの掲載

(4) 前3号に掲げるもののほか、周知に適する方法

（推薦及び募集の期間）

第5条 農業委員の推薦の求め及び募集の期間は、28日間（末日が苫小牧市の休日に関する条例（平成3年条例第17号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、当該休日の翌日までの期間）とする。ただし、候補者（農業委員として推薦を受けた者及び募集に応募した者をいう。以下同じ。）の数が定数に満たない場合は、期間を延長することができる。

（推薦及び募集の手続）

第6条 農業委員の推薦及び募集への応募は、次の方法により行うものとする。

(1) 第2条第1号の推薦は、代表者が委員推薦書（様式第1号。市内に居住する農業者3人以上（代表者を含む。）の署名があるものに限る。）を市長に提出して行うものとする。

(2) 第2条第2号の推薦は、団体等の代表者又は管理人が委員推薦書（様式第2号）を市長に提出して行うものとする。

(3) 第2条第3号の募集への応募は、応募する者が委員応募申込書（様式第3号）を市長に提出して行うものとする。

（候補者の公表）

第7条 法第9条第2項の規定に基づく候補者の公表は、次の方法により行うものとする。

(1) 市役所前の掲示場への掲示

(2) 市のホームページへの掲載

（候補者の評価）

第8条 市長は、候補者の数が定数を超えた場合に、苫小牧市農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に、候補者の評価を求め、農業委員にすべき者を決定しなければならない。

2 評価委員会は、市長の求めに応じ、その合議によって候補者を評価し、市長に報告するものとする。

（農業委員の任命）

第9条 市長は、法第8条第1項の規定に基づいて農業委員に任命するものとする。

（農業委員の補充）

第10条 市長は、農業委員に罷免、失職又は辞任による欠員が生じたときは、この要綱に定める手続に基づき、速やかに農業委員を補充するよう努めなければならない。

2 市長は、農業委員の欠員が定数の3分の1を超えたときは、この要綱に定める手続に基づき、速やかに農業委員を補充しなければならない。

(雑則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 1 月 1 3 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

様式第1号（第6条関係）

苫小牧市農業委員会委員推薦書（個人用）

年 月 日

苫小牧市長 様

次のとおり農業委員会の委員に推薦します。

1 推薦を受ける者（ご本人の自署）

氏名		年齢	歳	性別	男・女
住所				職業	
経歴					
農業経営の状況					
認定農業者 ※	該当・非該当	認定農業者に準ずる者	該当・非該当		

※農業経営基盤強化促進法第13条第1項の認定農業者

2 推薦する者

氏名(代表者)		年齢	歳	性別	男・女
住所				職業	

氏名		年齢	歳	性別	男・女
住所				職業	

氏名		年齢	歳	性別	男・女
住所				職業	

3 推薦の理由等

推薦の理由					
農業委員会の農地利用最適化推進委員への推薦	有・無				

様式第2号（第6条関係）

苫小牧市農業委員会委員推薦書（団体用）

年 月 日

苫小牧市長 様

次のとおり農業委員会の委員に推薦します。

1 推薦を受ける者（ご本人の自署）

氏名		年齢	歳	性別	男・女
住所			職業		
経歴					
農業経営の状況					
認定農業者 ※	該当・非該当	認定農業者に準ずる者	該当・非該当		

※農業経営基盤強化促進法第13条第1項の認定農業者

2 推薦する団体等

名称					
代表者又は管理人の氏名		構成員の人数	人		
目的					
構成員たる資格その他の団体等の性格を明らかにする事項					

3 推薦の理由等

推薦の理由					
農業委員会の農地利用最適化推進委員への推薦			有・無		

様式第3号（第6条関係）

苫小牧市農業委員会委員応募申込書

年 月 日

苫小牧市長 様

次のとおり農業委員会の委員に応募します。

1 応募する者 （ご本人の自署）

氏名		年齢	歳	性別	男・女
住所			職業		
経歴					
農業経営の状況					
認定農業者 ※	該当・非該当	認定農業者に準ずる者	該当・非該当		

※農業経営基盤強化促進法第13条第1項の認定農業者

2 応募の理由等

応募の理由					
農業委員会の農地利用最適化推進委員への応募	有・無				

苫小牧市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する要綱 対照表

変更箇所	平成29年1月13日施行	令和4年4月1日施行
P4 附則	(追加)	この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
様式第1号	1推薦を受ける者 氏名 印 2推薦する者 氏名 印 氏名 印 氏名 印	1推薦を受ける者(ご本人の自署) 氏名 印 2推薦する者 氏名 印 氏名 印 氏名 印 ※押印廃止 ※文言追加
様式第2号	1推薦を受ける者 氏名 印 2推薦する団体等 代表者又は管理人の氏名 印	1推薦を受ける者(ご本人の自署) 氏名 印 2推薦する団体等 代表者又は管理人の氏名 印 ※押印廃止 ※文言追加
様式第3号	1応募する者 氏名 印	1応募する者(ご本人の自署) 氏名 印 ※押印廃止 ※文言追加

苫小牧市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第13条第1項の規定に基づき、農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を選任するための手続等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦及び募集)

第2条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、次に掲げる方法により推進委員の推薦の求め及び募集を行うものとする。

- (1) 市内に居住する農業者（認定農業者または30アール以上の農地をその耕作の事業に供している個人をいう。以下同じ。）3人以上からの推薦
- (2) 農業者が組織する団体等（以下「団体等」という。）からの推薦
- (3) 一般募集

(推薦又は応募の資格)

第3条 推進委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、推進委員選任予定日において、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法第8条第4項各号のいずれかに該当する者
- (2) 市内に住所を有しない者。ただし、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者として農業委員会が特に認めた者にあつては、この限りでない。

- (3) 苫小牧市の職員
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
(募集の周知)

第4条 農業委員会は、推進委員の募集に当たっては、次の方法により周知するものとする。

- (1) 苫小牧市広報誌への掲載
- (2) 市役所前の掲示場への掲示
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、周知に適する方法
(推薦及び募集の期間)

第5条 推進委員の推薦の求め及び募集の期間は、28日間（末日が苫小牧市の休日に関する条例（平成3年条例第17号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、当該休日の翌日までの期間）とする。ただし、候補者（推進委員として推薦を受けた者及び募集に応募した者をいう。以下同じ。）の数が定数に満たない場合は、期間を延長することができる。

(推薦及び募集の手続)

第6条 推進委員の推薦及び募集への応募は、次の方法により行うものとする。

- (1) 第2条第1号の推薦は、代表者が農地利用最適化推進委員推薦書（様式第1号。市内に居住する農業者3人以上（代表者を含む。）の署名があるものに限る。）を農業委員会に提出して行うものとする。

(2) 第2条第2号の推薦は、団体等の代表者又は管理人が農地利用最適化推進委員推薦書（様式第2号）を農業委員会に提出して行うものとする。

(3) 第2条第3号の募集への応募は、応募する者が農地利用最適化推進委員応募申込書（様式第3号）を農業委員会に提出して行うものとする。

（候補者の公表）

第7条 法第19条第2項の規定に基づく候補者の公表は、次の方法により行うものとする。

(1) 市役所前の掲示場への掲示

(2) 市のホームページへの掲載

（候補者の評価）

第8条 農業委員会は、候補者の数が定数を超えた場合に、公正性及び透明性が確保された方法により候補者を評価し、推進委員にすべき者を決定しなければならない。

（推進委員の委嘱）

第9条 農業委員会は、次の表に掲げる区域から居住地を考慮して担当する区域を定め、推進委員を委嘱するものとする。

区域名	区域の範囲
東地区	字植苗全域、字美沢全域、ウトナイ北全域、ウトナイ南全域、字沼ノ端全域、東開町全域、拓勇東町全域、拓勇西町全域、北栄町全域、沼ノ端中央全域、字静川全域、字勇払全域、真砂町全域、字弁天全域、字柏原全域、字高

	丘全域、字丸山全域、明野新町全域、明野元町全域、新開町全域、柳町全域、あけぼの町全域、新明町全域、一本松町全域、晴海町全域
西地区	市内（東地区を除く。）全域

（推進委員の補充）

第10条 農業委員会は、推進委員に罷免、失職又は辞任による欠員が生じたときは、この要綱に定める手続に基づき、速やかに推進委員を補充するよう努めなければならない。

2 農業委員会は、推進委員の欠員が定数の3分の1を超えたときは、この要綱に定める手続に基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

様式第1号（第6条関係）

苫小牧市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書（個人用）

年 月 日

苫小牧市農業委員会 様

次のとおり農業委員会の農地利用最適化推進委員に推薦します。

1 推薦を受ける者（ご本人の自署）

氏名		年齢	歳	性別	男・女
住所				職業	
経歴					
農業経営の状況					
認定農業者 ※	該当・非該当	認定農業者に準ずる者	該当・非該当		

※農業経営基盤強化促進法第13条第1項の認定農業者

2 推薦する者

氏名(代表者)		年齢	歳	性別	男・女
住所				職業	

氏名		年齢	歳	性別	男・女
住所				職業	

氏名		年齢	歳	性別	男・女
住所				職業	

3 推薦の理由等

推薦の理由					
推薦する区域	東地区・西地区				
農業委員会の委員への推薦	有・無				

様式第 2 号（第 6 条関係）

苫小牧市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書（団体用）

年 月 日

苫小牧市農業委員会 様

次のとおり農業委員会の農地利用最適化推進委員に推薦します。

1 推薦を受ける者（ご本人の自署）

氏名		年齢	歳	性別	男・女
住所				職業	
経歴					
農業経営の状況					
認定農業者 ※	該当・非該当	認定農業者に準ずる者	該当・非該当		

※農業経営基盤強化促進法第 13 条第 1 項の認定農業者

2 推薦する団体等

名称					
代表者又は管理人の氏名		構成員の人数	人		
目的					
構成員たる資格その他の団体等の性格を明らかにする事項					

3 推薦の理由等

推薦の理由					
推薦する区域	東地区・西地区				
農業委員会の委員への推薦	有・無				

様式第3号（第6条関係）

苫小牧市農業委員会農地利用最適化推進委員応募申込書

年 月 日

苫小牧市農業委員会 様

次のとおり農業委員会の農地利用最適化推進委員に応募します。

1 応募する者 （ご本人の自署）

氏名		年齢	歳	性別	男・女
住所				職業	
経歴					
農業経営の状況					
認定農業者 ※	該当・非該当	認定農業者に準ずる者	該当・非該当		

※農業経営基盤強化促進法第13条第1項の認定農業者

2 応募の理由等

応募の理由			
応募する区域	東地区・西地区		
農業委員会の委員への応募	有・無		

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 有限会社 ■■■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■市■■■ ■丁目■番地■

記載年月日(総会承認日)		令和2年4月24日	令和3年4月26日	令和4年4月25日	
報告受理日		令和2年3月30日	令和3年3月22日	令和4年3月28日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	105(苦26.3)	111(苦26.3)	117.7(苦26.3)	
	採草放牧地				
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の 種類	農畜産物名	てん菜・小麦・大豆 ・加工トマト	てん菜・小麦・大豆 ・トマト・デントコーン	てん菜・小麦・大豆 ・トマト・デントコーン	
	関連事業等名	てん菜育成苗販売 ・農作業受託	てん菜育成苗販売 ・農作業受託	てん菜育成苗販売 ・農作業受託	
	その他事業名				
売上高(円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
構 成 員 数	総数		6人(60)	6人(60)	6人(60)
	農地提供者	①			
	農業常時従事者	②	4人(48)	5人(54)	5人(54)
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		()	()	()
①~⑥以外の者	⑦	2人(12)	1人(6)	1人(6)	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
農業・ 農作業 従事 の 状 況	理事等の総数		2人	2人	2人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	2人	2人	2人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	2人	2人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正 状況等を記載する)					
備考					

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 有限会社 ■■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■市■■■番地

記載年月日(総会承認日)		令和2年4月24日	令和3年4月26日	令和4年4月25日
報告受理日		令和2年4月7日	令和3年3月29日	令和4年4月1日
経営面積 (ha)	田			
	畑	67(苜46)	67(苜46)	67(苜46)
	採草放牧地			
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
事業 の 種類	農畜産物名	生乳・乳牛	生乳・乳牛	生乳・乳牛
	関連事業等名			
	その他事業名			
売上高 (円)	農 業	前々回報告		
		前回報告		
		報告		
		合計		
	そ の 他 事 業	前々回報告		
		前回報告		
		報告		
		合計		
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
構 成 員 数	総数	5人(500)	5人(500)	5人(500)
	農地提供者 ①	1人(20)	1人(20)	1人(20)
	農業常時従事者 ②	4人(480)	4人(480)	4人(480)
	農作業委託者 ③			
	農地中間管理機構 ④			
	市町村・農業協同組合等 ⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条) ⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)	()	()	()
	①~⑥以外の者 ⑦			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
農業・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理事等の総数	3人	2人	2人
	うち農業に常時従事する 構成員数 ⑧	3人	2人	2人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数 ⑨	3人	2人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無	有・無	有・無	有・無
	要件の適否	○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)				
備考				

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 有限会社 ■■■■■■■■■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■郡■■■町■■■■ ■■■番地

記載年月日(総会承認日)		令和3年7月21日	令和4年4月25日	
報告受理日		令和3年6月24日	令和4年4月8日	
経営面積 (ha)	田			
	畑	636(苜74.4)	662(苜100.4)	
	採草放牧地			
法人形態		有限会社	有限会社	
要件の適否		(適)・否	(適)・否	適・否
事業 の 種類	農畜産物名	軽種馬	軽種馬	
	関連事業等名			
	その他事業名	損害保険代理店他	損害保険代理店他	
売上高 (円)	農 業	前々回報告		
		前回報告		
		報告		
		合計		
	そ の 他 事 業	前々回報告		
		前回報告		
		報告		
		合計		
要件の適否		(適)・否	(適)・否	適・否
構 成 員 数	総数	17人(600)	17人(600)	人()
	農地提供者 ①			
	農業常時従事者 ②	4人(430)	4人(430)	人()
	農作業委託者 ③			
	農地中間管理機構 ④			
	市町村・農業協同組合等 ⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条) ⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)	()	()	()
①~⑥以外の者 ⑦	13(170)	13(170)		
要件の適否		(適)・否	(適)・否	適・否
農 業 ・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理事等の総数	2人	2人	人
	うち農業に常時従事する 構成員数 ⑧	2人	2人	人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数 ⑨	2人	2人	人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無	有・無	有・無	有・無
	要件の適否	(適)・否	(適)・否	適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)				
備 考	令和2年12月1日より賃 貸借契約開始	○代表者交代 R3年8月■■■■氏か ら■■■■氏に交代		

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第24期第20回農業委員会総会
 (利用権の設定：解除条件付貸貸借権設定)

譲受（借）人： 株式会社 ■■■■■ 代表取締役社長 ■■■ ■■■		譲渡（貸）人：■■ ■■	作成者：■■ ■■
法18条の条項	判断の理由		不許可に該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農地所有適格法人以外の法人であり、権利の設定を受けた後において農地を適正に利用していないと認められる場合において利用権の解除をする旨の条件が附されている。		しない
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人の事業計画によると、全面積でタマネギを栽培する計画であり、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。		しない
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・第2項第6号に規定する法人である。		適応なし
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・借人は、農業の維持発展に関する話し合い活動や道路、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号のイの規定に基づき、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うよう努めることを確約している。		しない
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・業務執行役員1名の他計5名が農業従事者で、その法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められる。		しない
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受（借）人と譲渡（貸）人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。		しなし

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）

都道府県名：北海道
 農業委員会名：苫小牧市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積		1,240	1,240		1,240
経営耕地面積		915	449	3	915
遊休農地面積		1			1
農地台帳面積		1,356			1,356

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	53
自給的農家数	19
販売農家数	34
主業農家数	14
準主業農家数	2
副業的農家数	18

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	71
女性	32
40代以下	11

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	20
基本構想水準到達者	23
認定新規就農者	
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和 5 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	7	7
認定農業者	—	3
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	6	6	2

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,240 ha	826 ha	67%
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、各農家への個別訪問等により、認定農業者制度や制度利用による経営規模拡大の利点などへの理解を得ながら、担い手を確保していく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
868 ha	826 ha	33 ha	95%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地貸借について、農地中間管理事業等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農者及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。
活動実績	農地貸借について、日頃から農業委員・農地利用最適化推進委員などと連携し、新規就農者及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動等を実施(4月～3月)。(毎年1月に開催している農業者等と北海道農政事務所、北海道、北海道農業会議等との意見交換会は新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止した)

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	利用集積目標868haに対し、集積面積が826haであり概ね目標どおり
活動に対する評価	農地台帳の整備・更新を行い、また、日頃から農業委員・農地利用最適化推進委員などにより担当地区内で個別に農業者の状況把握に努めており、農業者の意向を聞くなどこまめな対応により農地集積・集約化に努めた。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	2経営体	5経営体	3経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	14.7ha	39.7ha	91.1ha
課題	担い手の高齢化が進んでいるため、各農家への個別訪問等により、認定農業者制度や制度利用による経営規模拡大の利点について理解を得て、担い手を確保していく必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
1経営体	2経営体	200%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
1ha	0.94ha	94%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地貸借について、農地中間管理事業等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。(4月～3月)
活動実績	農地貸借について、日頃から農業委員・農地利用最適化推進委員などと連携し、新規就農者及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動等を実施した。(4月～3月)

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	新規参入目標の1経営体に対し、2経営体の参入があり目標達成することができた。
活動に対する評価	新規参入面積の目標は達成したが、今後も農地利用状況調査等で農地所有者の意向等を把握し、集積への理解を得る活動を継続することが必要である。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,240ha	5.1ha	0.04%
課 題	農地利用状況調査の円滑な実施と農業者等への制度周知及び相談・あっせん活動の更なる充実が必要。		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
5.1ha	5.1ha	100%

- ※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
- ※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査		18人	8月～11月	11月～1月
調査方法		市内全域を6調査区に分け、それぞれ複数の担当農業委員を定めて調査し、調査結果が異なる農地について、11月に全農業委員、事務局職員と市担当職員とで調査を実施し判定する。			
農地の利用意向調査		調査実施時期:12月～1月			
その他の活動					
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		18人	8月～11月	11月～1月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	12月～1月	調査結果取りまとめ時期	2月～3月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数: 6筆	調査数: 0筆	調査数: 0筆	
	調査面積: 5.1ha	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha		
その他の活動					

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	遊休農地はすべて改善することができ、目標値としては妥当である。
活動に対する評価	遊休農地はすべて改善できたが、新たな遊休農地化になりうる農地が現存するため、これまでも増してより一層積極的に遊休農地が発生しないよう予防対策を講じていく必要がある。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,240ha	0ha
課 題	違反転用への適切な対応を図るため、農業者等への周知と利用状況調査を徹底することが必要。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農業者等への周知、農地利用状況調査(8月～11月)及び農業委員・推進委員等による日常の見回りにより違反転用の未然防止を図る。不適切な利用状況の農地を発見した場合は、速やかに農業委員と協議を行い、関係者に対して指導を行う。
活動実績	4月以降毎月のように農業委員・推進委員、及び事務局による農地の日常的な見回り等を行って、違反転用の未然防止を図っている。
活動に対する評価	現在、違反転用が見られないが、今後も日頃の地道な未然防止活動が必要である。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 6件、うち許可 6件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	許可申出書の記載内容を確認するとともに、複数の農業委員・推進委員及び事務局職員で現地調査を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	6件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を記載の上、農業委員会のホームページにて公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	30日
	是正措置	-			

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 3件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	許可申出書の記載内容を確認するとともに、複数の農業委員・推進委員及び事務局職員で現地調査を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、農業委員会のホームページにて公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	30日
	是正措置	-			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		18 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		16 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由	令和3年度新規参入であり、決算時期が未到来のため	
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 31 件 公表時期 令和 4年 1月
	是正措置	情報の提供方法: 苫小牧市農業委員会のホームページにて公表している。
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 18 件 取りまとめ時期 令和 4年 3月
	是正措置	情報の提供方法: 議事録に記載の上、農業委員会のホームページにて公表している。
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 1,356 ha
		データ更新: 農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新。
	是正措置	公表: 農地部分の情報については全国農地ナビにて公表。

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 〈対処内容〉
----------------	-----------------------

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 〈対処内容〉
--------------------	-----------------------

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)

都道府県名: 北海道

農業委員会名: 苫小牧市農業委員会

I 農業委員会の状況(4年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和2年7月20日

任期満了年月日 令和5年7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	7	7
認定農業者	—	3
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	6	6	2

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	53
農業経営体数	

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	71
女性	32
40代以下	11

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	20
基本構想水準到達者	23
認定新規就農者	
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積		1,240			1,240

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	1,240 ha	826 ha	66.6 %
課題	地域によっては小規模農家が多く、農地が小さいため集積にも限界がある。また担い手の高齢化も進んでいる状況であるが、個別訪問等により認定農業者制度や制度利用による経営規模拡大利点などの理解を得ながら今後も担い手を確保していく必要がある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和 12 年度	集積率	95 %
今年度の新規集積面積	42 ha	農地面積(C)	1,240 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	868 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	70.0 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	1 ha	1 ha	ha
課題	現状の解消に向けて所有者への細やかな説明等により、所有者の理解を得る必要がある		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	1 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	1 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	該当なし ha
--------------------------	---------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	1 ha
---------------------------	------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和元年度新規参入者	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者
	5 経営体	3 経営体	2 経営体
	39.7 ha	91.1 ha	0.94 ha
課題	担い手の高齢化が進んでおり、各農家への個別訪問等により認定農業者制度や制度利用による経営規模の拡大などの利点について理解を得て、担い手を確保する必要がある。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
	106 ha	74 ha	177 ha	119 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			12.0 ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	6 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	7 人
		農地利用最適化推進委員の人数	6 人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回	
取組時期	取組項目	強化月間の内容
5月	①	農家実態調査結果のフォローアップ 今後の経営規模等の回答に対する確認及び相談等の対応
6月	②	利用状況についてのフォローアップ 利用意向調査後の状況確認
8月～9月	②	利用状況調査に向けた農地パトロール 遊休農地、違反転用等の早期発見

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1 回		
開催時期	1月～2月	相談会名	
参加者数	数名	開催場所	市施設

相談会の内容	・農業者との意見交換会終了後、地区の農業委員・推進委員と新規就農希望者との相談の場を設ける		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)